

第2章 和光市健康づくり基本条例

1 条例の策定過程

(1) 調査

①平成 24 年度調査

○「シニア世代の安全・安心な暮らしに関する調査」

→ 65 歳以上の市民 11,172 人（介護保険の要介護 4・5 の認定を受けている者及び施設入所者を除く）を対象とした全数調査

○「地域の絆と安心な暮らしに関する調査」

→ 無作為抽出により 20～64 歳の市民 4,000 人を対象に実施

実施期間・方法：シニア調査は平成 24 年 10 月、郵送式

回収数（回収率）：シニア調査は 8,304 人（74.3%）

ライフステージ別調査は 1,435 人（35.9%）

調査結果のまとめ（年齢・エリア別にみた特徴や課題）

★高年層（65 歳以上）

- ・別居親族や友人・近所との交流が乏しい孤立者の割合は、男性（特に独居男性）や、賃貸住宅居住者で高い。ただし、女性でも 80 歳代以降は孤立者や孤立感をもつ人の割合が高くなっている。
- ・独居男性では、食事の栄養バランスにも注意が必要。

★中年層（40～64 歳）／若年層（20～39 歳）

- ・中年男性は、今後、仕事から引退後に、友人や地域の人との交流を増やせるかが課題。
- ・若年層は、上の世代に比べ、主観的な孤立感が高く、地域団体への関与度が低く、食事や運動習慣にも課題。
- ・居住継続意向をどう高めるか。

★エリア別特徴

（エリアの詳細は、データ編 36 ページの圏域別人口「和光市長寿あんしんプラン」のグランドデザインに位置づけた日常生活圏域（3 圏域）を参照）

- ・中央エリアは地域環境への評価が高く、活動的な住民が多い。居住継続意向も高いが、近隣住民同士のつながりは、南エリアのほうが強い。北エリアは、団体参加、外出・運動の実施率ともやや低い。

②平成 25～26 年度調査

○「日常生活圏域ニーズ調査」

→ 65 歳以上の市民 5,000 人（要介護 3～5 及び施設入所者を除く。）

○「地域の絆と安心な暮らしに関する調査」（ライフステージ別調査）

→ 無作為抽出により 20 歳以上の市民 6,000 人、65 歳以上の市民 1,000 人を対象に実施

実施期間・方法：日常生活圏域ニーズ調査は平成 25 年 11 月、郵送式

※未回収者には、訪問調査を実施して回収

ライフステージ別調査は平成 26 年 10 月～11 月、郵送式

回収数（回収率）：シニア調査は 3,941 人（78.8%）

ライフステージ別調査は 3,064 人（43.8%）

調査結果の概要

日常生活圏域ニーズ調査結果の概要は、データ編 63 ページ、地域の絆と安心な暮らしに関する調査（ライフステージ別）結果の概要は 51 ページを参照。

（2）分析

○医療費分析

→ 和光市国民健康保険の被保険者 12,430 人の、平成 23 年度の医療費及び健康診断のデータを分析

①特定保健指導の動機づけ、積極的支援対象者以外にも、血糖値に問題があるものが多い。

②平成 20 年度の特定保健指導で積極的支援利用者の方が、非利用者に比べ医療費が安い。

③特定保健指導を受けた回数が多いと医療費が低い傾向にある。疾病の重症化を防ぐことが医療費の削減につながる。

（3）ワークショップ

→ 平成 24 年 11 月、12 月に 2 回のワークショップを実施し、延べ 47 人の市民が参加

○課題の抽出・解決の方法の検討

「孤立化を防ぐ」「体力づくり」「生活のリズムを整える」「食と健康」「健康事業への参加」の 5 つについての課題が挙げられ、自助・互助的な対策として、だれもが気軽に集える場や機会の提供、ご近所との挨拶、声がけを積極化させる運動、同じ趣味を持つ人のサークルやコミュニティ活動等、ソーシャルキャピタルの活性化などの意見が見られました。

(4) パブリックコメント

実施期間 平成25年1月12日（土）から平成25年1月31日（木）

提出意見数 0件

(5) 条例策定のための委員会

(仮称) 和光市健康づくり基本条例検討委員会委員名簿

	氏 名	所属団体	選出区分
1	◎福島 富士子	国立保健医療科学院	学識経験者
2	○菅野 隆	朝霞地区医師会	地域団体
3	笹尾 道昭	朝霞地区歯科医師会	地域団体
4	清水 勝子	朝霞地区薬剤師会	地域団体
5	斉藤 富美代	朝霞保健所	地域団体
6	山崎 正治	和光市体育協会	地域団体
7	井上 久美子	十文字学園女子大学 人間生活学部	学識経験者
8	藤原 佳典	東京都健康長寿医療センター研究所	学識経験者
9	中村 好男	早稲田大学スポーツ科学学術院	学識経験者
10	藤崎 健吉	株式会社藤崎事務所	学識経験者
11	鈴木 恵治	和光市小・中学校校長会	学識経験者
12	谷 美菜子	NPO 法人ぽけっとステーション	公募委員
13	清水 武	いきいきクラブ	公募委員

◎：委員長 ○：副委員長

- ・平成24年7月20日（金） 第1回（仮称）和光市健康づくり基本条例検討委員会
議題：和光市の現状、（仮称）和光市健康づくり基本条例制定概要の説明

- ・平成24年11月19日（月） 第2回（仮称）和光市健康づくり基本条例検討委員会
議題：基礎資料についての説明

（基礎資料）

①東京都健康長寿医療センター研究所実施の調査集計の概要について

②（仮称）和光市健康づくり基本条例に関するワークショップ

（平成24年11月17日実施）の実施結果概要について

（仮称）和光市健康づくり基本条例の条例事項内容の討議

・平成25年1月22日（火） 第2回（仮称）和光市健康づくり基本条例検討委員会

議題：基礎資料についての説明

（基礎資料）

①東京都健康長寿医療センター研究所実施の調査集計の概要について

②国立保健医療科学院実施の医療費分析結果の概要について

和光市健康づくり基本条例（案）についての討議・決定

2 和光市健康づくり基本条例のリーフレット

和光市健康づくり基本条例の概要

健康づくりの基本理念（第3条）

健康づくりは市民一人一人の心身の状態等にあわせて、生き生きと健やかに生活できるよう全世代を通じて継続的に行われなければならない

健康づくりは市民一人一人の健康が生活の質の向上に不可欠であることを認識して推進されなければならない

健康づくりは市民、事業者、関係団体等及び市がそれぞれの役割を認識し、相互に協力して地域全体で推進されなければならない

目的（第1条）

市が行う健康づくりに関する施策について基本的な事項を定めることにより、市民の健康増進を図り、もって市民の福祉の向上に寄与する

定義（第2条）

事業者 市内で事業活動を行う者

関係団体等 市内で保健、医療及び福祉に関する活動に従事する者及び団体

市の責務（第4条）

市民、事業者及び関係団体等と協働して健康づくりに関する施策を包括的に推進しなければならない

市民の責務（第5条）

主体的に健康づくりに関心を持ち、自らの健康状態に応じた健康の保持及び増進に関する取組を行うよう努めなければならない

事業者の責務（第6条）

その使用する者の健康に配慮した職場環境の整備に努めるとともに、市の健康づくりに関する施策の推進に協力するよう努めなければならない

関係団体等の責務（第7条）

関係団体等は、その活動に当たっては健康づくりに配慮するとともに、市の健康づくりに関する施策の推進に協力するよう努めなければならない

健康づくりの推進に関する取組（第8条）

市は、健康づくりに関する施策を推進するため、次に掲げる取組を行う

ヘルスアップ 健康増進及び疾病等の予防に関する取組

ヘルスサポート 疾病等の進行及び重症化を防ぐための取組

調査及び分析（第9条）

市長は、健康づくりに関する地域の課題を明確にするため、別に定める区域ごとに、市民の健康状態に関する調査及び分析を行う

目標の設定（第10条）

市長は、健康づくりに関する施策及び事業の推進に資するため、健康づくりに関する目標を定め、当該目標及びその結果を公表する

連携及び協働（第11条）

市は、市民、事業者及び関係団体等と相互に連携を図りながら、協働して健康づくりに関する施策及び事業を実施するよう努める

情報提供等（第12条）

市は、市民、事業者及び関係団体等に対して、健康づくりに関する情報の提供その他の必要な支援を行う。また、健康づくりの推進のために必要な情報を提供するよう求めることができる

推進体制の整備（第13条）

シームレス会議を設置し、健康づくりに関する施策を総合的に調整し、計画的に推進するために必要な体制を整備する

ヘルスサポーターの育成（第14条）

健康づくりに関する施策の推進を図るための市民ボランティアとして、ヘルスサポーターを育成する

ヘルスソーシャルキャピタル審議会（第15条）

市長の諮問に応じ、健康づくりに関する重要事項を調査審議するための市長の附属機関（設置目的、組織構成、委員任期、会議に関する事項など）を置く

和光市 保健福祉部 健康支援課
住所：和光市広沢1-5 Emailアドレス：d0400@city.wako.lg.jp TEL：048(424)9128 （平成25年3月発行）

和光市健康づくり基本条例

平成25年4月1日施行

健康づくりでわたしも地域も元気に！

今回和光市では、市民の皆さんの健康増進を図るため、健康づくりに関する施策を総合的に調整し、市民、事業者及び関係団体等の方々の協働により、地域が一体となって計画的に推進することを目指し、この条例を制定しました。

和光市キャラクター「わこっちゃん」

埼玉県 和光市

和光市イメージキャラクター「わこっちゃん」

和光市健康づくり基本条例

今、なぜ

「健康づくり」?

健康は
「生活の質」を
高めます地域課題の
改善・解決への
取組み

健康は、いきいきと安心して生活したり、自己実現を
 図るための基となるものです。
 市民の皆さんが健康であることは、皆さんの生活の
 質(QOL)が高まるだけでなく、市全体の福祉の向上
 につながります。

さらなる少子高齢化の進展を見据え、効果的に健康
 づくりを推進するため、生活習慣病やこころの病気で
 医療にかかる方、地域で孤立する方等が、市内のどの
 地域にどの程度いるのかといった状況(地域課題)を明
 らかにし、これらの改善と解決を図る取組みを進めて
 いきます。

健康づくりのキーワード

「ヘルスソーシャルキャピタル」

ヘルスソーシャルキャピタルとは、「地域における健康に関する課題を、市民、事
 業所、関係団体等の参加により改善・解決するための総合的な力」をいいます。和光
 市では、健康づくりを地域が一体となって、計画的に推進していくことが大切である
 と考えています。

条例の規定により、ヘルスソーシャルキャピタルの活用を推進し、地域における信
 頼とつながりを強め、孤立予防等の取組みにより「健康都市むこう」の実現を目指し
 ます。

「ヘルスソーシャルキャピタル」を高めて
誰もが健康に暮らせるまちに

市民の方々

- まずは、健康づくりに関心をもちましょう
- ご自身の健康状態にあわせた健康づくりの取組みを(毎年健診を受けて、生活習慣を見直す等)

市内事業者

- 従業員の健康に配慮しましょう
- 市の健康づくり施策の推進に協力するよう努めましょう

市内保健・医療・
福祉関連事業者・団体

- 活動は健康づくりに配慮しましょう
- 市の健康づくり施策の推進に協力するよう努めましょう

連携・協働

和光市

市は、皆さんとの協働のもと、以下の2つの取組みに力をいれて健康づくり施策を推進します。

ヘルスアップ

健康増進や病気の
予防に関する取組み

- スポーツ奨励・保健指導
- 介護予防・予防医療
- 予防接種・孤立予防 等

ヘルスサポート

病気の進行と重症化を
防ぐための取組み

- 疾病重症化予防のサポート
- 医療・介護給付費の適正化 等

2つの取組みを進めるためのアクション

- 健康づくりに関する情報の提供など
- 地域における健康に関する課題を明らかにし、「わがまち・わが地域の健康づくり」を進めるための目標を設定
- 市民及び事業者の方々等を対象とした「ヘルスサポーター養成講座」による健康づくり推進のための人材の育成
- 健康づくりに関する施策を総合的に調整するため、組織や制度の縦割りを解消した計画の推進体制(シームレス会議)を整備

3 関係法令

○和光市健康づくり基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 健康づくりの推進に関する基本的施策(第8条—第10条)

第3章 健康づくりの推進体制(第11条—第14条)

第4章 ヘルスソーシャルキャピタル審議会(第15条—第18条)

第5章 雑則(第19条)

附則

健康であることは、疾病や障害の有無に関係なく、市民が生き生きと安心して生活し、自己実現を図るための基盤となるものであり、全ての市民が健康であることは、市民一人一人の生活のみならず市全体としての福祉の向上につながるものである。

市は、市民の健康を増進させるため、誰もが健康に暮らすことができるまちづくりを進めており、その実現のためには、健康づくりに関する施策を総合的に調整し、市民、事業者及び関係団体等との協働により、地域が一体となって計画的に推進していく必要がある。

そこで、健康づくりに関し基本的な事項を定め、健康づくりに関する施策を包括的に推進する体制を構築し、もって市民の福祉の向上に寄与するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市が行う健康づくりに関する施策について基本的な事項を定めることにより、市民の健康増進を図り、もって市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「事業者」とは、市内で事業活動を営む者をいう。

2 この条例において「関係団体等」とは、市内で保健、医療及び福祉に関する活動に従事する者及び団体をいう。

(基本理念)

第3条 健康づくりは、市民一人一人の心身の状態等に合わせて、生き生きと健やかに生活できるよう全世代を通じて継続的に行われなければならない。

2 健康づくりは、市民一人一人の健康が生活の質の向上に不可欠であることを認識して推進されなければならない。

3 健康づくりは、市民、事業者、関係団体等及び市がそれぞれの役割を認識し、相互に協力して地域全体で推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市民、事業者及び関係団体等と協働して健康づくりに関する施策を包括的に推進しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、主体的に健康づくりに関心を持ち、自らの健康状態に応じた健康の保持及び増進に関する取組を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その使用する者の健康に配慮した職場環境の整備に努めるとともに、市の健康づくりに関する施策の推進に協力するよう努めなければならない。

(関係団体等の責務)

第7条 関係団体等は、その活動に当たっては健康づくりに配慮するとともに、市の健康づくりに関する施策の推進に協力するよう努めなければならない。

第2章 健康づくりの推進に関する基本的施策

(健康づくりの推進に関する取組)

第8条 市は、健康づくりに関する施策を推進するため、次に掲げる取組を行うものとする。

(1) ヘルスアップ 健康増進及び疾病等の予防に関する取組

(2) ヘルスサポート 疾病等の進行及び重症化を防ぐための取組

(調査及び分析)

第9条 市長は、健康づくりに関する地域の課題を明確にするため、別に定める区域ごとに、市民の健康状態等に関する調査及び分析を行うものとする。

(目標の設定)

第10条 市長は、健康づくりに関する施策及び事業の推進に資するため、健康づくりに関する目標を定め、当該目標及びその結果を公表するものとする。

第3章 健康づくりの推進体制

(連携及び協働)

第11条 市は、市民、事業者及び関係団体等と相互に連携を図りながら、協働して健康づくりに関する施策及び事業を実施するよう努めるものとする。

(情報提供等)

第12条 市は、市民、事業者及び関係団体等に対して、健康づくりに関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民、事業者及び関係団体等に対し、健康づくりの推進のために必要な情報を提供するよう求めることができる。

(推進体制の整備)

第13条 市は、健康づくりに関する施策を総合的に調整し、及び計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(ヘルスサポーターの育成)

第 14 条 市長は、健康づくりに関する施策の推進を図るための市民ボランティアとして、ヘルスサポーターの育成に努めるものとする。

第 4 章 ヘルスソーシャルキャピタル審議会
(設置)

第 15 条 市長の諮問に応じ、健康づくりに関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として、ヘルスソーシャルキャピタル審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、健康づくりに関する事項について調査及び研究を行い、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第 16 条 審議会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体等を代表する者
- (3) 公募による市民

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 17 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 18 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、議長が会議を公開することに支障があると認めるときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

第 5 章 雑則

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

健康わこう 2 1 計画中間評価・見直し

発 行 平成 27 年 3 月

企画・編集 和光市 保健福祉部健康支援課

埼玉県和光市広沢 1 番 5 号

T E L 048-464-1111
